

第1回 多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会 検討資料



平成29年8月4日（金）
多摩市都市整備部道路交通課

議事2 多摩市の街路樹の現状と課題、プランの改定について

- ① 街路樹の現状
- ② 現行の街路樹よくなるプラン（街路編）について
- ③ 現行プランの取り組み状況
- ④ 今回の改定の経緯
- ⑤ 改定に向けた課題
- ⑥ 委員会の進め方、スケジュールについて

1. 多摩市の街路樹の現状

多摩市の街路・自転車歩行者専用道路(ペデ)のみどり

- 街路樹の本数が多い

街路 約8,000本
自転車歩行者専用道路 約9,000本

- 多様な樹種

街路 : 1 シラカシ 2 サクラ 3 トウカエデ
4 ケヤキ 5 ハナミズキ
自転車歩行者専用道路: 1 シラカシ 2 ケヤキ 3 サクラ
4 コナラ 5 ハナミズキ など

- 植栽後、三十年以上経過したことにより大きく成長し、立派な並木を形成



多摩市のまちの魅力の一つ

3

2. 現行の街路樹よくなるプラン(街路編)について

街路樹よくなるプラン策定の経緯

植えられてから数十年経過



街路樹の大径化、高木化



信号、標識の視認障害や街路灯の照射障害

日照の阻害

根上がり、縁石の損傷

→対応すべき案件が増加



多摩市

「街路樹よくなるプラン」(街路編)
～多摩市の街路樹管理取組～



平成20年9月
多摩市都市環境部道路交通課

「多摩市街路樹よくなるプラン(街路編)」の策定

(多摩市道路交通課、平成20年9月)

4

2. 現行の街路樹よくなるプラン(街路編)について

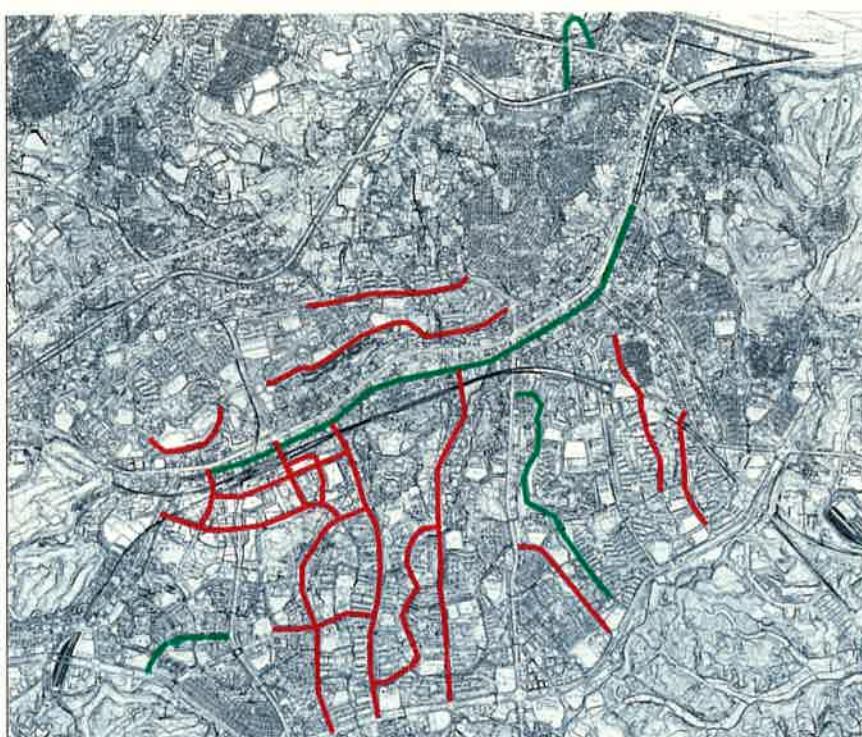
街路樹よくなるプラン(街路編)の5つのステップ

- ステップ1 信号機、標識、交差点の見やすさの確保、街路灯支障などの防犯上の支障を、根上がり等により道路を破損させている街路樹の撤去（+建築限界の確保）
- ステップ2 公園や学校、団地の緑地と重複している街路樹の間伐
- ステップ3 樹木間隔を広げるための間伐
→生育空間の確保、自然に近い縁豊かな樹形づくり
- ステップ4 景観上で大切な街路樹や、枯れた街路樹を若木へ更新
- ステップ5 既存の街路樹がふさわしくない箇所について、樹種変更

5

2. 現行の街路樹よくなるプラン(街路編)について

街路樹よくなるプラン(街路編)の重点管理路線



重点管理路線
改善が特に必要な17路線

主に間伐で改善する12路線と
主に剪定で改善する5路線

間伐路線 剪定路線

6

3. 現行プランの取り組み状況

街路樹よくなるプラン(街路編)に基づくこれまでの取り組み

ステップ1 信号機、街路灯支障などの防犯問題の解消、根上がりなどを生じさせている街路樹の撤去
を中心に改善事業を実施

重点管理路線については、ステップ1まで一通り完了

その他に

- 舗装打換工事や街路灯LED化の道路工事にあわせて、支障箇所の改善を目的にした間伐
- 自治会、管理組合等の要望を受けて、合意形成を行い、街路樹の間伐



安全な道路空間の確保

7

3. 現行プランの取り組み状況

プラン策定後に対応した事例



平成25年5月



平成29年7月

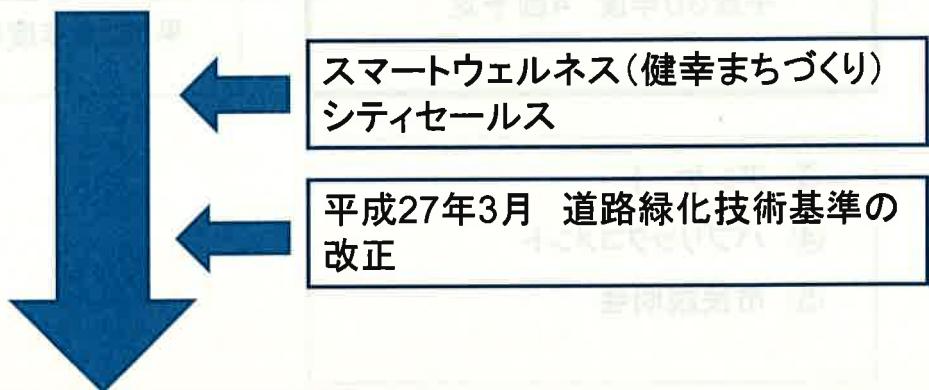
諏訪の谷通り(樹種 トウカエデ)

平成25年度の舗装打換工事に併せて、ステップ1、3を行い、
①信号灯支障 ②街路灯支障 ③樹木間隔の過密状況
を解消

8

街路樹よくなるプランの改定の経緯

公表から約9年が経過
重点管理路線の支障解消の一方、さまざまな課題が顕在化
+
自転車歩行者専用道路(ペデ部)について未対応

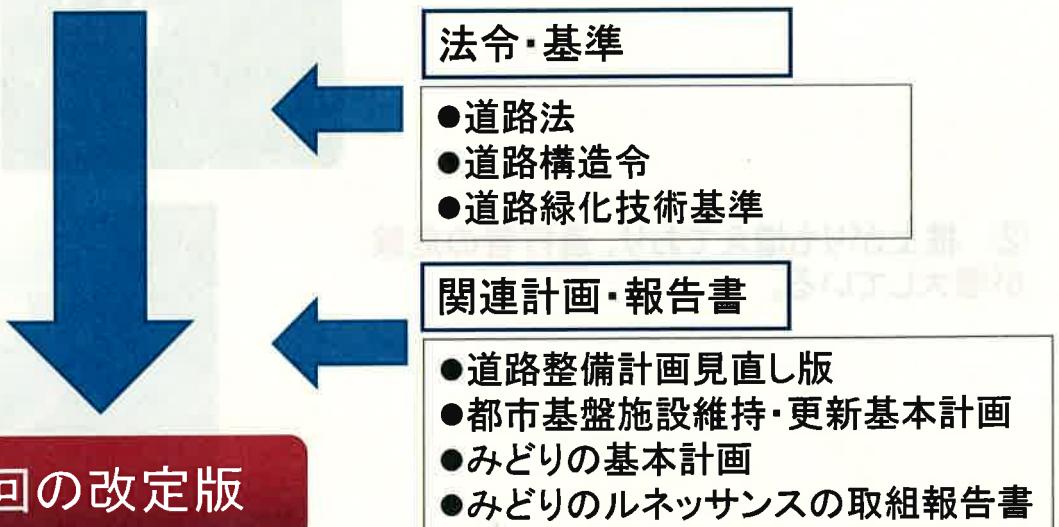


「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」の位置づけ

上位計画

第五次多摩市総合計画

政策E2 「安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり」



多摩市街路樹よくなるプランの改定体制

① 改定委員会

専門委員 7名 + 市民委員 3名

平成29年度 5回予定

平成30年度 4回予定

②市民ワークショップ

・15～20名程度の市民で構成(公募予定)

平成29年度中に3回程度実施予定

③ アンケート

④ パブリックコメント

⑤ 市民説明会

11

5. 改定に向けた課題

策定から現在までに生じた街路樹に係る新たな課題や問題

【老木化、危険木化】

- ① 街路樹の老木化の進行に伴い、健全度が低下した街路樹が増加し、**道路通行者**の**危険性の増大**につながっている。



- ② 根上がりも増えており、**通行者の危険**が**増大**している。



12

5. 改定に向けた課題

策定から現在までに生じた街路樹に係る新たな課題や問題

【現行管理で対応しきれない状態の発生】

③「自然樹形仕立て」というコンセプト

無剪定ではなく、一度剪定して、樹形を整えてから、自然に身を任せる。
数年に一度樹形を整える必要あり。



実際には

予算と本数のバランスがつりあっていないことから、無剪定状態(低レベル管理状態)の街路樹の増加

5年以上無剪定の樹木も多数あり。

⇒街路灯の照明障害、民有地への枝葉の越境、建築限界を侵している樹木や日照障害の原因となっている



13

5. 改定に向けた課題

策定から現在までに生じた街路樹に係る新たな課題や問題

④高木化が進んだことにより、一部の樹木の樹冠が、電線よりも高い

⇒・剪定がかなり困難

- ・剪定費用も高額（高所作業車）
- ・枝の落下時の危険性が大きい
- ・アイレベルでみどりを見ることができない



⑤要望などに基づいた対応など、やむを得ず剪定不適な時期に強度の剪定を行い、そのため樹木の健全度が衰えた樹木がある。

14

5. 改定に向けた課題

策定から現在までに生じた街路樹に係る新たな課題や問題

【市民意識の多様化】

⑥街路樹の成長に伴い、
街路樹がもつ**プラスの要素**(景観形成機能や夏期の木陰といった遮熱機能)と、**マイナスの要素**(鬱蒼と生い茂ることによる防犯上の問題や根上がりなど歩行時の問題)のそれぞれが顕著になり、**街路樹に関する市民意識が多様化**した。



15

5. 改定に向けた課題

現行のよくなるプランが有する課題

①目指すべき将来像(ビジョン)の
共有化

⑤ペデ部のみどりに関する指針が今までない→計画的な対応の必要性

②現行プランの5つのステップでの段階的手法では対応しきれないケースへの対応

⑥街路樹管理のあり方に係る住民コンセンサス

③重点管理路線の区分の再検討に
関して住民から多数の要望への対応

⑦よくなるプラン策定に向けての市民意見聴取や、市民への広報・周知の効率的・効果的な実施

④街路樹を観光資源や景観資源と捉える意見を踏まえた、管理方針の設定

16

5. 改定に向けた課題

今回の改定で取り組む事項

課題

街路樹の大径化・
高木化・老木化

現状の維持管理で安全確保・
景観維持の限界

市民の意識の多様化



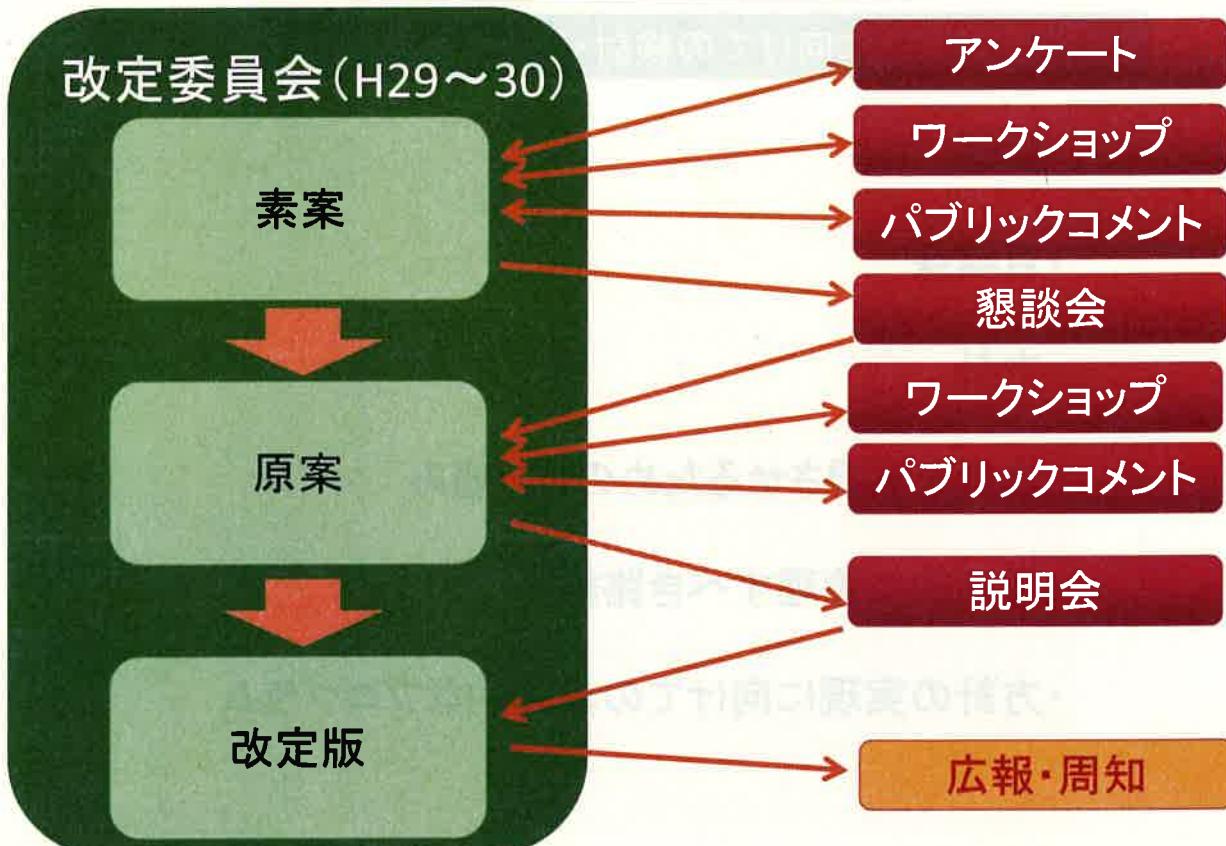
重点的に取り組む事項

- ①多摩市の街路樹の目指す姿(目標像)の具体化
- ②予算規模にあった街路樹のあり方の具体化
- ③安全確保と持続可能な管理運営に向けての街路樹管理方針の決定
5年後、10年後、20年後の将来を見据えた方針
今だけを考えるのではなく、次世代に向けた管理の方針
道路環境や沿道条件と整合した樹種の検討
- ④街路樹のあり方の多様性を踏まえた管理方針の決定
- ⑤街路樹環境整備に向けての基本計画の策定

17

6. 委員会の進め方・スケジュールについて

改定の進め方



18

6. 委員会の進め方・スケジュールについて

スケジュール(案)

年月	内容	段階	市民参画・周知活動
平成29年度	8月 第一回改定委員会 進め方の確認、課題の共有、アンケート	素案	市民アンケート実施
	9月	素案	
	10月 第二回改定委員会 目標像と方針についての議論	素案	
	11月 第三回改定委員会 目標像、方針の決定 取組み内容・重点路線選定についての議論	素案	10月～12月 市民ワークショップ① 市民ワークショップ②
	12月	素案	
	1月 第四回改定委員会 取組み内容の決定 重点路線選定と路線別管理方針案、具体的なプログラム作成に向けた議論	素案	市民ワークショップ③
	2月 第五回改定委員会 素案(骨格案)の決定	素案	
	3月 (素案決定)	素案	素案に関するパブリックコメント実施
	4～6月 第六回改定委員会 パブリックコメント意見の反映についての議論	原案	素案説明会実施 市民ワークショップ開催
平成30年度	7～9月 第七回改定委員会 原案作成に向けた確認作業	原案	原案パブリックコメント
	10～12月 第八回改定委員会 原案決定	原案	原案説明会
	1月 第九回改定委員会 最終確認	改定版	
		改定版	
		広報・周知	広報・ホームページ

19

6. 委員会の進め方・スケジュールについて

素案作成に向けての検討・決定すべき事項(案)

- ・課題
- ・目標像
- ・方針
- ・方針を実現させるための取り組み
- ・重点的に管理すべき路線
- ・方針の実現に向けての具体的なプログラム

20

議事3 アンケート調査の実施について

目的：市民の多摩市の街路樹に関する認識や考え方、嗜好等を明らかにすることにより、その成果を街路樹よくなるプランの改定版の参考にする

対象：18歳以上の多摩市在住の市民 840名

内容：資料4

期間（予定）：平成29年8月28日～9月13日

※第2回委員会（10月予定）以降における議論の資料にすることを予定

